

平成 2 7 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る 調査（平成 2 8 年度調査）の実施内容について（案）

1. 目 的

平成 2 7 年度の介護報酬改定の効果検証や「平成 2 7 年度介護報酬改定に関する審議報告」において、検討が必要とされた事項等に関する研究を行うための資料を得ることを目的とする。

2. 調査項目

以下に掲げる 7 項目について、平成 2 8 年度に調査を実施する。

【平成 2 7 年度効果検証（2）（新規）】（別紙 1）

（1）通所・訪問リハビリテーション等の中重度者等へのリハビリテーション
内容等の実態把握調査事業

【平成 2 7 年度効果検証（3）（新規）】（別紙 2）

（2）病院・診療所が行う中重度者に対する医療・介護サービスに関する
調査研究事業

【平成 2 7 年度効果検証（3）（新規）】（別紙 3）

（3）介護老人保健施設における施設の目的を踏まえたサービスの適正な
提供体制等に関する調査研究事業

【平成 2 7 年度効果検証（3）（新規）】（別紙 4）

（4）介護老人福祉施設における医療的ケアの現状についての調査研究事業

【平成 2 7 年度効果検証（4）（新規）】（別紙 5）

（5）居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する
調査研究事業

【平成 2 7 年度調査研究（1）（新規）】（別紙 6）

（6）認知症高齢者への介護保険サービス提供におけるケアマネジメント等に
関する調査研究事業

【平成 2 7 年度調査研究（2）（新規）】（別紙 7）

（7）介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業

※ 別紙 1～7 は現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。

(1) 通所・訪問リハビリテーション等の
中重度者等へのリハビリテーション内容等の実態把握調査事業（素案）

1. 調査の目的

通所・訪問リハビリテーションについては、平成 27 年度介護報酬改定においてリハビリテーションの質の向上や社会参加を促すような評価がされたところである。

平成 28 年度調査においては、1) 通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションにおける介護報酬改定後の効果を検証するとともに、2) 維持期リハに関する平成 28 年度診療報酬改定も踏まえつつ、中重度者等に対するリハビリテーション内容の実態を把握し、診療報酬・介護報酬同時改定に向け、今後の通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションに関する検討の資料とする。

あわせて、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)が提供するサービス（通所介護と通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションと訪問看護ステーションの理学療法士等訪問）における機能と役割の違いについて検討する。

2. 調査客体

(※現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。)

※①②については無作為抽出、③④については悉皆調査

①通所リハビリテーション事業所 1,500 事業所程度

②訪問リハビリテーション事業所 1,500 事業所程度

③通所介護事業所（※個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ算定事業所）
500 事業所程度

④訪問看護ステーション（※理学療法士等訪問加算算定事業所）
500 事業所程度

3. 主な調査項目

(※現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。)

①通所・訪問リハビリテーション等の事業所調査

基本情報、職種別配置状況、利用登録者の情報（要介護度等）、
各加算算定状況と加算要件の実施状況、医療的ケア提供状況、
リハ計画作成時間及びソフト利用状況 など

②理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が提供するサービスについての
利用者調査

利用者基本情報、利用状況、事業所・職種間の連携状況、
リハビリテーション計画（目標とその達成期間、実施内容と実施時間、
ADL/IADL の変化、訪問の有無など）、リハビリテーションの指示の状況、
通所介護における機能訓練や訪問看護ステーションにおける理学療法士等訪問の
実態について など

(2) 病院・診療所が行う中重度者に対する医療・介護サービスに関する
調査研究事業(素案)

1. 調査の目的

平成27年度に行われた「介護保険施設等における利用者等の医療ニーズへの対応の在り方に関する調査研究事業」では、介護保険施設間の比較を念頭に主に共通事項についての調査が行われたところである。

平成28年度調査においては、平成28年度診療報酬改定後の実態を踏まえ、病院・診療所で行われる例えばレントゲン撮影、超音波検査などの医療や経管栄養・喀痰吸引を必要とする患者に対しての介護など病院・診療所における医療・介護サービスについての調査を行い、平成30年度に予定されている介護報酬と診療報酬との同時改定に向けた議論に資するデータの収集を目的とする。

2. 調査客体

(※現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。)

- ①介護療養型医療施設 1,400箇所程度 ※悉皆調査
- ②医療保険適用の病床を有する医療機関 2,000箇所程度 ※無作為抽出
- ③自治体(都道府県等) ※悉皆調査

3. 主な調査項目

(※現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。)

- ①介護療養型医療施設の実態調査(事業所票・入院患者票 等)
 - ・開設主体、併設サービス、開設時期、経営状況、職員体制、レントゲン撮影などの医療や経管栄養・喀痰吸引を必要とする患者への介護など医療・介護サービスの提供体制及び提供状況、入院患者の状態・状況(住まい・世帯状況、要介護度、病態、医療サービスの提供状況) 等
- ②医療保険適用病床を有する医療機関の実態調査(事業所票・入院患者票 等)
 - ・開設主体、併設サービス、開設時期、経営状況、職員体制、レントゲン撮影などの医療や経管栄養・喀痰吸引を必要とする患者への介護など医療サービスの提供体制及び提供状況、入院患者の状態・状況(住まい・世帯状況、要介護度、病態医療サービスの提供状況) 等
- ③自治体における療養病床等の整備状況等調査
 - ・介護療養型医療施設の指定事業所数・定員数、圏内の医療・介護サービスの状況、今後の整備予定 等

(3) 介護老人保健施設における施設の目的を踏まえたサービスの
適正な提供体制等に関する調査研究事業（素案）

1. 調査の目的

介護老人保健施設は、入所者が居宅で生活ができるようリハビリテーション等を提供する施設であり、今後、慢性期の医療と介護のニーズをあわせもつ高齢者が増加していく中で、当該施設の目的に沿った取組みがより重要となる。

平成 27 年度に行われた「介護保険施設等における利用者等の医療ニーズへの対応の在り方に関する調査研究事業」では、介護保険施設間の比較を念頭に主に共通事項についての調査が行われたところである。

平成 28 年度調査においては、平成 28 年度診療報酬改定後の実態を踏まえ、例えば、

- ・ 介護老人保健施設で提供される施設サービスから居宅サービスへの円滑なサービスの移行に向けた取組み
- ・ 介護老人保健施設の目的に相応しい医療・介護サービスの適正な提供体制や取組み
- ・ 介護老人保健施設のサービスを活用することで在宅での生活が円滑に行うことが可能な利用者の特徴

等について、より深掘りした調査を行い、平成 30 年度に予定されている介護報酬と診療報酬との同時改定に向けた議論に資するデータの収集を目的とする。

2. 調査客体

(※現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。)

①介護老人保健施設 4,200 事業所程度 ※悉皆

- 短期入所療養介護事業所（介護老人保健施設）
- 通所リハビリテーション事業所（介護老人保健施設）
- 訪問リハビリテーション事業所（介護老人保健施設）

②自治体（都道府県等） ※悉皆調査

3. 主な調査項目

(※現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。)

①介護老人保健施設の実態調査（事業所票・利用者票 等）

- ・ 開設主体、併設サービス、開設時期、経営状況、職員体制、施設サービスから居宅サービスへの円滑なサービスの移行に向けた取組みなど施設の目的に相応しい医療・介護サービスの提供体制及び提供状況、入院患者の状態・状況（住まい・世帯状況、要介護度、病態、医療サービスの提供状況） 等

②自治体における介護老人保健施設の整備状況等調査

- ・ 介護老人保健施設の開設事業所数・定員数、圏内の医療・介護サービスの状況、今後の整備予定 等

(4) 介護老人福祉施設における医療的ケアの現状についての調査研究事業（素案）

1. 調査の目的

介護老人福祉施設は、入所者の重度化が進む中で特に看取り期における医療ニーズに対応した医療提供状況を把握する必要がある。

平成 27 年度に行われた「介護保険施設等における利用者等の医療ニーズへの対応の在り方に関する調査研究事業」では、介護保険施設間の比較を念頭に主に共通事項についての調査が行われたところである。

平成 28 年度調査においては、非常勤の医師が勤務することが多い介護老人福祉施設における医療的ケアの現状（認知症対応、摂食嚥下障害対応、がん末期対応、看取り期の医療行為 等）や医療職をはじめとした職員の夜間の配置体制の実態把握、施設ごとの医療提供状況の違い、看取りを入所施設で完結するための外部医療機関との連携体制や連携上の問題を明らかにし、今後の検討課題を抽出する。

2. 調査客体

(※現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。)

介護老人福祉施設 2,000 施設程度 ※無作為抽出

3. 主な調査項目

(※現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。)

介護老人福祉施設の実態調査

- ・職員体制： 配置医、看護職員、認定特定行為業務従事者、歯科衛生士等の医療職（および医行為実施者）の体制 等
- ・新規入所者と退所者の状況： 施設における入所者数、入所理由、入所前の居場所、入所までに要した期間、退所者数、退所先内訳、死亡退所者、施設内死亡者、退所理由 等
- ・外部連携： 外部医療機関、協力歯科医療機関との連携体制、連携上の課題 等
- ・受療の状況： 往診、訪問診療、訪問歯科診療の状況、訪問看護の利用状況 等
- ・入所者の状況： 疾患名、要介護度、医療区分、認知症高齢者日常生活自立度等の属性、受けている医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養、褥瘡処置等数項目） 等
- ・医療提供体制： 入所者の医療処置対応（感染管理、認知症対応、摂食嚥下障害対応、褥瘡対応、がん末期対応、看取り期の医療対応等）、介護職員の喀痰吸引・経管栄養等実施状況、認定のための研修実施状況、介護職員による医行為実施に対する要望・課題 等
- ・看取り： 施設内の看取りの実績、看取り計画の策定状況、看取り介護加算算定状況、看取り期における医療行為の実態と病院への搬送事由、死亡退所者と施設内死亡者との施設間の比較等

(5) 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する
調査研究事業（素案）

1. 調査の目的

平成 27 年度調査においては居宅介護支援事業所の効果的な事業運営のあり方を検討するため、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所（地域包括支援センター）や当該事業所に従事する介護支援専門員（ケアマネジャー）の業務実態を把握したところである。

平成 28 年度調査はケアマネジャーの業務実態等を適切に把握するため経年的に行うことが必要であることに加えて、介護保険部会（平成 28 年 4 月 22 日）においてケアマネジメントのあり方に関して「自立支援、公正中立、総合的かつ効率的なサービス提供の視点に基づく適切なケアマネジメントを確保するための方策」等の論点が挙げられていることから、これらの検討に必要な調査項目を検討し、データの収集を目的とする。

2. 調査客体

（※現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。）

- ①事業所調査：居宅介護支援事業所（3,000 事業所程度）
- ②ケアマネジャー調査：ケアマネジャー（15,000 人程度）
- ③利用者調査、利用者本人調査：利用者（各 12,000 人程度）
- ④地域包括支援センター調査：地域包括支援センター（全センター）
- ⑤都道府県調査、保険者調査：全自治体（都道府県、市町村）

3. 主な調査項目

（※現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。）

- ①事業所調査（併設サービス・事業の有無、特定事業所加算の有無、医療との連携の状況、地域ケア会議の参加状況、公正中立を確保するための取組状況 等）
- ②ケアマネジャー調査（業務プロセスの実施状況、業務遂行上の課題や悩み等）
- ③利用者調査（利用者の状況、サービスの利用状況 等）
- ④利用者本人調査（ケアマネジャーの対応状況、自立支援に対する認識状況 等）
- ⑤地域包括支援センター調査（居宅介護支援事業所、ケアマネジャーへの支援状況 等）
- ⑥都道府県調査（公正中立を推進するための取組状況 等）
- ⑦保険者調査（ケアプラン点検の取組状況 等）

(6) 認知症高齢者への介護保険サービス提供における
ケアマネジメント等に関する調査研究事業(素案)

1. 調査の目的

平成27年度では、認知症高齢者に対するサービス提供の状況や事業所の体制について、各介護サービス横断的な調査を実施したところである。

平成28年度では、認知症の容態を踏まえた適切な介護サービスの提供の観点から、平成27年度調査を踏まえた以下の調査を実施する。

- 1) ケアマネジャーによる、ADL/IADLの状態や鑑別診断の実施の把握等のケアマネジメントのプロセスの実施状況、認知症の容態に応じた介護サービスの組合せ
- 2) 介護保険施設・サービス事業者が日常生活のケアを提供していく上で、アセスメントの実施や医療機関との連携等の必要性・理由等

2. 調査客体

(※現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。)

①認知症高齢者に対するケアマネジメント調査

居宅介護支援事業所 ※4,000事業所程度(無作為抽出)

②認知症高齢者に対するサービス提供に関する調査

介護保険施設・居宅サービス事業所等の13サービス

※10,000事業所程度(無作為抽出)

3. 主な調査項目

(※現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。)

①認知症高齢者に対するケアマネジメント調査

ADL/IADLの状態

鑑別診断の実施

認知症の容態に応じた介護サービスの利用状況

②認知症高齢者に対するサービス提供に関する調査

事業所における以下の項目の実施の有無に関する課題・必要性を把握する。

- ・アセスメントの実施
- ・認知症の人に対するケアの方針
- ・個別援助計画の作成方法
- ・医療機関との連携の有無 等

(7) 介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業（素案）

1. 調査の目的

持続可能な介護保険制度の実現に向け、より効果的・効率的な介護保険サービスの提供について検討を進める必要がある。また、平成 27 年度介護給付費分科会審議報告、産業競争力会議、成長戦略等においても、介護保険サービスの質の評価のあり方について検討を進めることが求められている。これらの状況も踏まえ、平成 27 年度に調査対象としなかった他のサービスも対象として検討した上で、同年度に作成したデータ項目に基づき、介護保険におけるサービスの質の評価のあり方及び周辺課題に関する検討を行うことを当事業の目的とする。

2. 調査客体

(※現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。)

- ①介護老人保健施設
- ②居宅介護支援事業所
- ③通所介護事業所
- ④その他サービス 等

3. 主な調査項目

(※現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。)

①データ項目 ver. 2 に基づく質の評価の検討

- ・平成 27 年度「介護保険制度におけるサービスの質の評価のあり方に関する調査研究事業」において作成したデータ項目 ver. 2 に基づいたデータの収集を行う。
- ・平成 27 年度は主に介護老人保健施設と居宅介護支援事業所を対象に調査を実施したが、他に対象となるサービスを検討する。
- ・評価のためのデータ収集の負荷が大きいと情報の質や制度の継続性に支障が生じうるため、日常業務と連動したデータ収集体制を検討する。

②プロセス評価の検討

- ・質の評価の実現に向けては、ストラクチャー（構造）、プロセス（経緯）、アウトカム（結果）のそれぞれについて、相互の関連性を念頭に置いて評価指標を構築していく必要がある。サービス提供主体（事業者）とサービス提供者における PDCA サイクルの確立を念頭に置いて、プロセス評価のあり方を検討する。

③活動・参加の指標の検討

- ・平成 26 年度、平成 27 年度の事業では、定量的な評価が比較的容易な高齢者の状態の一面を把握するため、高齢者は自分らしく生きていくための「生活機能（心身機能・活動・参加）」の要素のうち、「心身機能」に着目した。本年度は残りの要素である、ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、家庭や社会生活での役割を果たすことである「参加」についても、指標を検討する。 等